

芸術的・学術的天才をめぐる日本の優生思想の展開

— 雑誌『優生學』における記述を中心に —

池 亀 直 子

Eugenic Thoughts in Japan

— Descriptions and Comparisons of the Artistic and Academic Genius
in the “Yusei-gaku magazine” with British Eugenic Concepts —

Naoko Ikegame

Abstract

The purpose of this paper is comparing British and the Japanese forms of eugenic thought, especially focusing on original concepts of artistic and academic genius in the early stages of the eugenics movement. There are two tendencies in the British eugenic movement in which the artistic and academic genius was used as a positive eugenic example of superior species, and where the hereditary genius was classified by nationality, race, class—exemplifying the influence of negative eugenics. By surveying articles of the “Yusei-gaku magazine (Eugenics)” and the other eugenic magazines that were published during prewar period in Japan, the author found the characteristic description treated the artistic genius as a psychopathological symptom. Moreover, the inquiry revealed the classification of school children in this era often divided them according to superior abilities and inferior abilities. The conclusion is that the assessment of academic abilities in that era often excluded people with genetic diseases and disabilities, and overlooked the poor.

はじめに

芸術や学問における特異な才能すなわち「天才」という概念は、近代以降、特に18世紀以降の社会において特別な意味を持つと考えられてきた¹⁾。

近代国家の構成員として必要とされる個人の能力の育成を教育制度が保障し、自己実現の結果がそのまま社会における地位や富の獲得へと繋がっていく近代的な業績主義社会においては、特定の個人が有する能力をその人物の個性と重ね合わせて他者から差別化するために「天才」や「独創性」の概念が機能してきたといえる。

こうした能力と個性による人間の差別化と分類は近代社会に特有の「能力人間学」²⁾的傾向である。そのルーツは古くは戯曲や絵画における寓意表現や性格類型、観相学にも見られるが、18-19世紀に発展を見せた骨相学、指紋法、遺伝学などの近代の科学的計測による人間の能力の分析と分類は、やがて社会改革論と結びついて優生学へと展開する。注目すべきは、これらの能力人間学や優生学の発展が、芸術や学問における「天才」や「独創性」が評価され、特定の人物の個性と重ねて見られたのと同時期だったことである。このいささか奇妙な一致は、能力を当時の科学的方法論によって計測・分類する「能力人間学」の議論に、近代社会の芸術や学業の「天才」のような特殊な才能への注目が何らかの貢献、影響を持っていたことを示すのではないか。またこの「天才」への注目や賞賛と表裏一体で、「天才」とは対極に位置する同時代基準での「劣等種」の治療や、産児制限という形での予防的排除の思想が展開していくのではないか。本稿はこうした問題意識に基づき、優生学と優生思想を芸術と学術の「天才」に焦点を当てて考察する比較思想史研究である。

近代の「能力人間学」とそれに続く優生学の展開は、医学分野における遺伝子研究や精神分析論、心理学のみならず、能力の評価とそれに基づく人間の分類という点では教育学と切り離すことができない。とりわけこれらの思想が、優れた能力の科学的解明とその育成を目指す能力人間学が当初は想定していなかった、劣る能力、不要な能力の確定・選別とその保持者の排除という目的へと展開するときには、近代以降の学校教育がそこで果たした役割が検討される必要があるだろう。

戦争期のナチス・ドイツの動向が注目されることの多い優生思想である

が、近年では様々な分野で優生学という学問の歴史的 position を問い直す試みも展開されている。国内研究を概観しても、哲学分野では新優生学の動向を現代倫理学の課題として先駆的に考察した金森修の『遺伝子改造³⁾』や「生殖の自由」を遺伝子改良にまで拡大するリベラル優生主義の功罪を問う桜井徹の研究が存在し、医療分野での新優生学をめぐる問題を取り上げた日本社会臨床学会の『「新優生学」時代の生病老死⁴⁾』や、優生学の展開において障害者がおかれた状況をイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、北欧、社会主義圏、日本にわたって詳細に明らかにした中村満紀男らの研究も注目される⁶⁾。また歴史分野では人口問題と社会政策の社会的展開を関連史料から丁寧に辿る杉田菜穂、科学ジャーナリズムと雑誌メディアの分析から日本が優生社会になるまでの展開を追った横山尊らの研究があり⁸⁾、教育史での藤川信夫らによる各国の教育学における優生思想の展開も重要である⁹⁾。

本稿ではこうした先行研究の蓄積に拠りながら、優生思想と人間の能力の差別化において「天才」や「芸術的才能」が果たした機能に着目して議論を進めるものである。第1節で優生学発祥の地であるイギリスでの優生学の動向と芸術および学問の「天才」の扱いについて整理し、第2節で日本における優生学運動の展開を概観した上で、第3節、第4節では優生学関連の論文や雑誌に見られる言説から「天才」の記述について、芸術および教育と関連するものを選んで分析を行うこととする。

1. イギリスにおける優生学と「天才」

はじめに優生学発祥の地であるイギリスにおける優生学・優生思想の展開について簡単に整理しておきたい。周知の通り優生学の語は遺伝学者・人類学者であるフランシス・ゴルトン（1822-1911）によって1883年に提唱された造語である。ゴルトンは1869年に出版した『遺伝的天才』のなかで才能の遺伝的特質を分類して優生学の基礎をつくり、その後1907年にイギリス優生学教育協会（のちのイギリス優生学協会）を設立した。

優生学には「積極的優生学」と「消極的優生学」の二つの系譜が見られる。前者の「積極的優生学」は啓蒙活動・教育活動によって「優等種」の選別と次世代への継承を提唱するものである。たとえば初期の優生学運動では優生学の思想や遺伝的疾患に関する統計、人口や結婚・出産に関する統計などが展示物や印刷物によって紹介されているが、これはマルサス(1766-1834)の『人口論』が論じた人口の道徳的抑制に加えて、結婚や出産の選択にあたって優れた子孫を残すことを考慮に入れるよう促す「積極的優生学」の典型的な活動といえる。

「消極的優生学」は、「積極的優生学」から種の選別がさらに拡大され、避妊や断種による産児調整・産児制限によって「劣等種」の断絶を提唱する思想である。「消極的優生学」の議論は人種間の身体能力の比較や遺伝疾患、精神病理の研究を中心に発展していくが、活動の多くはやがて断種法の制定という強制的排除へと向かい、たとえば早くから断種が展開されたアメリカでは1907年のインディアナ州での成立以降各州で断種法が成立していき、ドイツではナチス・ドイツ政権による断種法が1933年に成立¹⁰⁾する。日本においても1940年に国民優生法が、続く1948年には優生保護法が成立し、遺伝性疾患やハンセン氏病、また遺伝性ではない精神病・精神疾患にも断種が行われており、近年では強制不妊に対する訴訟も展開されている。

先行研究ではゴルトンが優生学によって自国民の遺伝的資質の改善を図ったと指摘される¹¹⁾が、1869年に出版された『遺伝的天才』でゴルトンが試みるのが優れた能力の分類と「天才」の遺伝学的解明である¹²⁾。ゴルトンによる「天才」の遺伝学的研究は政治家や軍人、聖職者など様々であるが、芸術と学問に関していえば著述家、科学者、詩人、音楽家、画家などが詳細かつ多岐に渡って分類されている。詩人ではバイロン、チョーサー、コールリッジやワーズワース、音楽家ではバッハ、ベートーヴェン、ハイドン、モーツァルト、画家ではミケランジェロ、ラファエロ、ティツィアーノ、ヴァン・ダイクなどが挙げられているが、特にバッハやティツィアー

ノは付録内に詳細な家系図が掲載されている。

「天才」の事例として著名な芸術家を紹介する傾向は、1930年頃から盛んになった優生学協会による優生学の普及運動で使用されたポスターや展示資料ボードにも見られる。たとえばモーツァルトとその妻コンスタンツェの家系図、演劇で活躍したケイト・テリーの家系図、神経外科医であり芸術的才能にも恵まれたヴィクター・ホーズリーの家系図ボードなどがその典型である。¹³⁾ 一般公衆の道徳的啓蒙による人口と出産の抑制というマルサス主義が、優生学において結婚相手の自由選択や望まぬ妊娠・出産の回避といった婚姻をめぐる自己決定権の拡張と結びつき、社会改良に向けた「優等種」の存続に展開していく。ここに18世紀以降注目を集めてきた「社会を豊かにし、経済を発展させる稀有な能力」としての「天才」が持ち出されるのは自然な流れといえるだろう。

ところでゴルトンの思想は1901年頃までは積極的優生学と考えることができるが、1908年時点では消極的優生学を主張していることが明らかになっている。¹⁴⁾ こうした転換期に創設されたのがイギリス優生学教育協会、のちのイギリス優生学協会である。優生学協会は優生学に基づく社会改革を提唱して国内外の啓蒙活動を展開していくが、1910-30年代の優生学協会が断種による社会改革論、すなわち消極的優生学を強く唱えて教育政策などにも影響力を持ったのが、¹⁵⁾ 日本では性愛論で知られる心理学者H. H. エリス (1859-1939) である。

このエリスの著作に、性愛論とはややかけ離れた『英国における天才の研究』(1904)がある。これはゴルトンの『遺伝的天才』を継承し、エリスの専門である心理学からの分析を加えた著作といえる。だがゴルトンの『遺伝的天才』と比較すると様々な分野の才能を分類して遺伝学、心理学からの分析を加える一方で芸術的才能への言及は少なくなっていることが注目される。また、国籍や人種、階級による能力の分類も特徴的である。大まかな国籍の分類だけでも「イングランド」「ウェールズ」「スコットランド」「アイルランド」「英国内の混血」「外国人との混血」となっており、

さらに州ごとに細分化された分析が展開される¹⁶⁾。積極的優生学から消極的優生学への転換期に、出身地や階級と能力を結びつけるエリスの天才研究が登場していることは象徴的であるといっていよう。

消極的優生学が劣等種の排除の理論的根拠として活用するのが遺伝疾患を中心とする病気や障害、アルコール中毒症、犯罪などである。前述の優生学協会の展示資料ボードにも、遺伝性の疾患に関する記述が存在する¹⁷⁾。ここでは「優等種」の保護と「劣等種」の排除という二つの主張が「天才」という存在のうちに混在することになる。裏を返せば、「劣等種」や社会的「不適者」を排除するという優生思想の否定的なメッセージを「優等種」の保護と継承による未来社会の発展という肯定的なメッセージで覆い隠す機能を、芸術や学術の「天才」が担っていたといえる。

2. 日本における優生学運動と「天才」

優生学協会の思想と活動は遺伝学研究の発展と連動して 20 世紀の初頭から世界各国に拡大していったが、日本でもイギリスおよび各国の展開と大きな時間差はなかったと考えられる。先駆的動向としては福澤諭吉の『時事新報』の記者を務めていた茶人の高橋義雄（1861-1937）が、日本人の血が絶えることを危惧し、外国人との結婚による人種改良を提唱する『日本人種改良論』を 1884 年に出版したことがある。だが一般に日本における優生学の草分けとして広く名が知られるのは海野幸徳（1879-1954）の『日本人種改造論』（1910）であろう。海野はまず、「優良なる形質と特質とを選取る積極的方法」と「不良なる形質と特質とを排除する消極的方法」の表現で積極的優生学と消極的優生学の二種類を紹介し、生物の自然淘汰の法則や結婚による遺伝的影響を例に取りながら、積極的優生学が重要だが、消極的優生学も軽視すべきではないと主張する¹⁸⁾。

海野は「優良なる形質・特質」を有する者を「良質者」、「不良なる形質と特質」を有する者を「悪質者」と分類しているが、酒害を事例としながら病理的な「悪質者」を慈善事業によって保護することは「社会と国家の

腐敗を来す」結果を生むとしている¹⁹⁾。さらに『日本人種改造論』の後半部分は国力、特に軍事力の分析に多くのページが割かれていき、最終的には人口減により「良質者」が減り、「悪質者」の割合が増えていく現状を変える必要があり、日本人種も「淘汰」によって「改良し改造せらるべし」と結論されている²⁰⁾。

海野による天才に関する記述としては「人種改良」による「天才造成」が必要であるというものが見られる。しかしこの記述は『日本人種改造論』がゴルトンの著作を基礎文献とするためにゴルトンが例に取る芸術的才能・天才の事例について補足的に言及しているのみであり、イギリスでの優等種の事例活用と比べれば控えめな言及と言ってよい。これは本書での海野の主たる意図が日本人の「全体の形質」を低下させる「不良の分子」の遺伝を防ぎ、「知識を増進」し「身体を強健にし」「道徳心を増加」することで国力を上げていくこと²¹⁾にあったためと考えられる。

日本における優生学運動は、専門誌よりも一般、婦人、教育・心理学、福祉関係、科学啓蒙雑誌で展開するのが特徴的である。その詳細は横山尊によって明らかにされているが、代表的なのが『日本人種改造論』の発表後に海野幸徳と富士川游（1885-1940）が主幹を務め、優生学関連雑誌として最も早い時期に刊行された雑誌『人性』（1905-18）や、後藤龍吉（1929-41）が主幹を務め、長期の発行で一般市民に優生思想を普及させる役割を担った雑誌『優生學』（1924-43）、生理学者の永井潜（1876-1957）が会長を務める日本民族衛生学会が刊行した雑誌『民族衛生』（1931-39 休刊）などである²³⁾。また、たとえば『日本婦人』（1942-45）など、優生学の普及を公に謳ってはいない女性向けの啓蒙誌などにも優生学の影響を受けた記述が見られる。

横山尊は『人性』には導入期の日本の優生学における「スペンサー哲学などに見る総合科学のまなざしが人体という宇宙に向けられ、かつその病理を解決する思考によって哲学や社会学の問題として論じられていく」傾向が体现されていると指摘する²⁴⁾。「人類の社会的生活」や「精神的生活研

究」を自然科学の観点から諸科学を総合して研究するという雑誌の趣旨は「衛生学」、「社会衛生」、「人類学的衛生」、「人種衛生」、「社会政策」、さらには教育、経済、法律、政治の制度に関する「社会的淘汰機関」にまで拡充されていく。²⁵⁾こうした『人性』の傾向には、優生学の自然科学研究の範疇にとどまらない社会改良運動としての性格がよく現れている。

また、『民族衛生』の主たるテーマは断種法案の提出など優生学の国家政策化の働きかけであり、この動きは1940年の国民優生法の成立へとつながった。小川崇によれば、永井潜が「生命の根本を浄化し培養せん」とする『民族衛生』の使命を掲げる背景には人間が持つ「先天的特質」が軽んじられていることへの危機感があったという。²⁶⁾獲得形質の遺伝を否定し先天的な遺伝因子を第一とする永井には、種の改良が「優等者」の結婚と出産により世代を超えて成立するものと考えられた。²⁷⁾こうした背景をふまえると、妻の永井花江を会長とする優生結婚普及会や優生結婚相談所などの設置という女性向けの啓蒙活動もまた、永井にとってごく自然な展開であったといえよう。これらの啓蒙活動にはオーケストラや漫談、独唱、舞踊、映画等の芸術が幅広く活用されていることにも留意が必要である。

雑誌への寄稿ではないが芸術と関連して興味深い同時代の動きとして、与謝野晶子(1878-1942)が1923年の『感想集 愛の創作』の中で「優生学的節制」のタイトルでM.サンガー(1879-1966)の講演中止に対し、「産児制限」を「優生学的節制」と言い換えて推進することを提唱していることが挙げられる。²⁸⁾与謝野晶子の主張からは当時の優生学運動と優生思想は芸術的才能の啓蒙普及よりも、新時代の女性の結婚と出産をめぐる主体的な自己決定権の主張として目を引いたことが窺える。先述の『日本婦人』のような女性向けの雑誌が優生学に関する記述を掲載していたのは、優生学が結婚相手の選別や出産の選択、さらにはその先の産児調整という女性のライフイベントと深く関わる思想だったからである。

3. 教育病理学者榎保三郎の優等児研究

優生学・優生思想の啓蒙普及雑誌の周辺で「天才」に関する記述としては、『人性』などに寄稿があった教育病理学者の榎保三郎（1870-1929）による論考が注目される。榎は精神病学を専門としていたが、南真紀子によると榎は日本に教育病理学を紹介し、最も早い時期に優等児に言及した著作を発表し、優等児の分類で同分野および教育界に大きな影響を与えた人物である。また「教育病理学」³⁰⁾、「教育治療学」は、富士川游によって提言された当時の障害児である「異常児童」の対処法、すなわち他の子どもからの区別と隔離、専門治療を担った領域でもある。

榎の天才観の傾向を知るには、『教育病理及治療学：異常児ノ病理及教育法』（1910）に収録された「優等児ニ就テ」³¹⁾が手がかりになる。この論考で榎はまず「優等児」の定義を「学校ニ於テ教師、評定上學術優等品行方正ナル生徒」とする。南の整理によると、榎は総合的に優等児を「天才児」「優等児」「学業優等児」「早熟児」「神経症傾向に誘発された学業熱心」「情緒障害だが知性は優れている」「身体虚弱な優等児」の七種類に分類しているという。本稿で取り上げる「優等児ニ就テ」³²⁾でもこれに近い基準で、学校における「優等児」が六種類に分類されている。

榎の「優等児」分類によると、第一の「天才児」は幼い頃から天性の「優秀ナル精神機能」を持ち、青年、壮年と年齢に比例してその機能が高まる者をいう。第二の「優等児」は「天才タルノ精神機能ニ及バズ」とも、記憶力や注意力、正しい精神、忍耐力や強い身体を持つ。第三は、精神機能は「平凡ニシテ中等児ト同格」であるものの、家庭や周囲の努力によって良い成績を取めることができる者、第四は「才智ガ其年齢ニ比シテ早く発達」する先天性・後天性の「早熟児」を指すが、榎はこの早熟児を「一種ノ病的者ト認ムベキ」と位置づけている。第五は「まけずぎらい」の「神経質児童」で悪い点を取れば両親や教師、友人たちから「しかられる」という恐怖心を持っている者、第六は「智情意ノ不平均發育ヲ有スル児童」であり、たとえば徳性の面では問題があるがその代償として知性が甚だし

く発達している者である。

榊は自身の論文の趣旨を、同時代に劣等児の研究論文は多く存在するが、優等児とその教育方法に関する研究は少ないために戸惑っている教育者に向けたものと説明する。またここでは「天才」が「創業的 (Originalität) 大事業ヲ為スベキ世界の大偉 (Inspiration) 人物ナリ」とされている。「創業的」というのは付された原語の通り「独創的」の意であり、榊はさらに「独創的」でなければもはや「天才」ではないと強調している。その後論考では「天才」の事例としてモーツァルト、ティツィアーノ、フォイエルバッハ、ラファエロ、ニーチェ、シラー、ヘルムホルツ、ガウス、ナポレオン、ビスマルク、デューラー、ミケランジェロ、ホルバイン、レンブラント、ワシントン、ポー、ド・クインシー、ルソー、イプセン、シェイクスピアなどが挙げられている。

榊の天才論はその言及からロンブローゾ (1835-1909) の天才研究に多くを依拠すると考えられるが、天才を精神疾患や犯罪と結びつけるロンブローゾの主張³³⁾に対し、榊は天才に精神疾患が見られることは事実だが、「健全ナル者」との配偶によってその子孫は病理を受け継がないようにすることが可能だと主張する。そのうえで榊は、はじめに分類した六種類の「優等児」の特徴をふまえた教育法および治療法を提言するのである。注目すべきは榊の定める分類が学業成績、すなわち知性の評価が基準の大半を占めている点であろう。「天才」の事例自体には芸術の「天才」が含まれるものの、「学校ニ於テ教師、評定上學術優等品行方正ナル生徒」の定義にもあるように、榊にとって「優等児」の評価はあくまでも「学校」においてなされるものであり、「教師」、「教育者」が「学業成績」や「正しき精神機能」、「強い身体」を基準として決定するものなのである。

ここで優生学と教育との関わりについて詳しく検討される必要があろうが、本稿と関わるころでは大正自由教育において個人差や能力差の「遺伝決定論」が強調されたことを指摘した高木雅史や、藤川信夫³⁴⁾によって明らかにされた澤柳政太郎 (1865-1927) による新教育の実践における人種主

義思想や優生学および優境学の影響³⁵⁾、大正期の新教育運動家の一人である小原國芳（1887-1977）が、子どもの選別を子ども中心主義の教育の一環として位置づけていたこと、平塚らいてう（1886-1971）の母性主義思想のうちに《優生結婚》によって少数の子どもをよりよく育てるという教育的マルサス主義の傾向を見出す岡部美香の指摘などが重要である。³⁶⁾

日本の新教育運動すなわち大正自由教育運動は子どもをよりよく育てる子ども中心主義を掲げたが、先行研究が示す通り「よりよく育てる」の前提には遺伝因子によって決定された子どもの選別が存在する。時代が進むと、藤川信夫が明らかにした「戦時穎才教育」にもこの「選別」は貫かれている。すなわち、第二次世界大戦に突入した時点で戦争を科学戦争ととらえ、「新兵器開発のため天才を選抜してエリート教育を行うという目的」³⁷⁾で行われた「戦時穎才教育」の選抜方法として採用されたのは、遺伝的要素を測る内田クレペリン方式と田中ビネー式の素質検査であった。³⁸⁾ 榎保三郎に代表される優等児研究が提示した能力の評価基準は、よりよい教育による人間の進歩に向けた「子どもの選別」という、教育における優生思想と深く結びついているのである。

4. 雑誌『優生學』における啓蒙活動

雑誌『優生學』（1924-43）は優生学関連の雑誌としては最も長く刊行されており、記事内容は医療分野と家庭生活や結婚に対する啓蒙と女性教育を中心とする一般公衆向けの啓蒙雑誌ととらえられる。後藤龍吉が主幹を務め、中心的執筆者には『民族衛生』の永井潜も迎えられているが、第1巻の巻頭言「ユーゼニックスに就て」で永井は、ゴルトンの著作を紹介しながら「玉磨がざれば光なし」の格言通り教育による人格の研鑽は大切だが、その前に磨くべき素材を選ぶ必要があると説く。つまりここでも教育の前段階で遺伝因子に基づく子どもの「選別」が強調されているといえる。

『優生學』が取り上げる話題は多岐に渡るが、表1は「天才」と芸術的才能に関する話題を主とする記事をまとめたものである。なお、「天才」

表1 『優生學』における「芸術的天才」関連記事の抜粋

番号	筆者	タイトル	巻号（発行年月日）	備考
1	春秋生	芸術といふものの定義	第1年第8号 (1924. 8. 1)	読者投稿への回答
2	不明	天賦に参与するの道	第2年第9号 (1925. 9. 1)	配偶者の優生学的選択の推奨
3	ロンブローゾ	天才に潜在せるアルコール中毒	第4年第3号 (1927. 3. 1)	海外論考の翻訳
4	畑山 茂	文藝に現れたる犯罪に就いて	第4年第7号 (1927. 7. 1)	文学作品における「変態的感覚」を論じる
5	ロンブローゾ	天才か狂人か	第4年第10号 (1927. 10. 1)	海外論考の翻訳
6	冬夏学人	天才か気狂か	第5年第7号 (1928. 7. 1)	ロンブローゾに対し天才と気狂は似て非なるものと反論
7	不明	天才と変質者	第5年第12号 (1928.12.1)	天才と躁鬱や痴呆症、同性愛などを結びつける記述
8	不明	普通人に比べて重い天才の脳	第6年第1号 (1929. 1. 1)	歴史上の人物の脳の重さの比較（カントや夏目漱石ら）
9	春秋生	悩み多き天才への道	第6年第3号 (1929. 3. 1)	個性を尊重しつつ天才を育成することの難しさを説く
10	ヴェイル (経歴不明)	天才の異常	第8年第1号 (1932. 1. 1)	海外論考の翻訳
11	不明	コドモをよくするための展覧会	第10年第3号 (1933. 3. 1)	家庭生活や躰、「親心子供心」の詩歌の展示に関する案内
12	太田秀穂	天才と狂人と常人の心理解剖	第10年第6号 (1933. 6. 1)	太田は多摩少年院の院長として更生教育に従事した人物
13	不明	天才と狂人論	第10年第6号 (1933. 6. 1)	資料12の太田の記事に付されたもの
14	不明	天才と都鄙環境	第14年第11号 (1937. 11. 1)	米英の研究を元にした出身地、環境による天才出現率
15	不明	天才の育成養護が必要である	第16年第3号 (1939. 3. 1)	長岡半太郎の演説
16	飯沼竜遠	「音楽才能のテストに就て」	第17年第10号 (1940. 10. 1)	台北の小学校教員を対象としたピッチやリズム感のテスト報告

の話が登場していても、議論の中心となっていないと判断されるものについては省略した。

ここで見られる傾向は、「天才」を芸術的才能と結びつけて肯定的に取り上げている記事が少なく、むしろ狂気と関連させ病理としてとらえた記事が多いことである。では『優生學』において「天才」の肯定的評価はどのような才能と結びつけられたのか。それは学業における才能すなわち「優等児」である。表2に主な記事を挙げる。

学業の優等児評価で目につくのは1928年の岩崎重三(1869-1942)による「偉人や天才の出現」である(表2資料1)。この記事では国内の偉人や天才の先天的資質を科学的法則で割り出し、教育すべきであると主張されている。岩崎は鉱物学者だが『天才児と低能児』(1920)の著作があり³⁹⁾、学術的な「天才」に関心を寄せていたと考えることができる。また第6年には後藤龍吉と思われる「後藤生」の名で「優等児の標準 体格と栄養と精神力と」の記事が掲載される(表2資料2)。優等児の判断基準が体格や栄養、精神力に依拠するという内容は、榎保三郎の優等児研究の影響を思わせる内容である⁴⁰⁾。さらに第13年には大西義衛(1884-1964)による「優等児研究の重要性について」が掲載されている(表2資料3)。この記事もまた、榎保三郎の優等児研究を受け、教師の評価に基づく学業の才能評価の重要性が提示されている。大西は精神衛生が専門であるが、自殺研究のほかに学校保健や特殊学級設立等、教育関係の実績を持ち、『優生學』には「異常児」研究を中心にたびたび原稿を寄せた人物である。第16年に

表2 『優生學』における「優等児」関連記事の抜粋

番号	著者	タイトル	巻号(発行年月日)
1	岩崎重三	偉人や天才の出現	第5年第9号(1928.9.1)
2	後藤生	優等児の標準 体格と栄養と精神力と	第6年第6号(1929.6.1)
3	大西義衛	優等児研究の重要性について	第13年第4号(1936.4.1)
4	長岡半太郎	天才の育成養護が緊要である	第16年第3号(1939.3.1)

掲載された長岡半太郎（1865-1950）による「天才の育成養護が緊要である」は、貴族院で行われた演説の収録である（表2資料4）。長岡はここで、ニュートンやファラデー、エジソン、ノーベルなどを例に挙げ、理工学分野で「若い天賦の才」を持つ人の養護を訴えている。ゲーテやユゴーなどの芸術家への言及もあるが、強調されているのは理工学の人材育成による国家の発展に向けた天賦の才の保護と教育である。

以上のような『優性学』の「優等児」への言及は、第3節で取り上げた榎保三郎に代表される教育病理学や精神医療分野での「低能児」研究や青少年の精神病理研究、さらには障害児研究からの情報提供と同時に展開している。表3は「低能児」や「不良児」の記事の抜粋であるが、たとえば先述の岩崎重三の記事と前後して第3年の第1号（1926.2.1発行）には「異常児」や「不良少年」「不良児」の医学的見地からの報告が多く見られる。第4年には大阪教育治療院の島村保穂による「低能児」に関する遺伝的傾向の研究報告（表3資料1）、第13年には「優等生と劣等生」の比較記事

表3 『優性学』における「低脳児」「劣等児」関連記事の抜粋

番号	著者	タイトル	巻号（発行年月日）
1	島村保穂	遺伝と環境と教養	第4年第7号（1927.7.1）
2	小関光尚	不良児となる恐ろしい四原因	第7年第6号（1927.6.1）
3	不明	健康優良児か早熟児か低能児の見分け方	第7年第7号（1930.7.1）
3	樋口栄	不良少年の情緒研究	第8年第12号（1931.12.1）から8回
4	谷本富、大西義衛ほか	精神薄弱児童を如何せん	第9年第7号（1932.7.1）
5	鈴木直光	優等生と劣等生	第13年第1号、第2号（1936.1.1、2.1）
6	児玉昌	白痴と去勢手術	第15年第6号（1938.6.1）
7	不明	不良家系と優良家系の調査に就て	第16年第9号（1939.9.1）
8	不明	優良家系と劣弱家系の両調査に就て	第17年第2号（1940.2.1）

が掲載されていることから（表3資料5）、当時の優等児と低能児・劣等児の評価は対をなすと考える必要がある。

こうした「低能児」に関わる言及は、1940年の断種法制定の動きと連動するように、「白痴と去勢手術」（表3資料6）や「不良家系と優良家系の調査に就て」（表3資料7）、「優良家系と劣弱家系の両調査に就て」（表3資料8）といった「優等種」と「劣等種」の直接比較や断種の議論へと展開していく。なお、1940年代になると子どもの能力に関する記事は健康や体育に関するものが増えていき、芸術的才能に関するものは飯沼竜遠（1888-1969）による「音楽才能のテストに就て」のみであることも注目される（表1資料16）。

おわりに

これまで見てきたように、イギリスの優生学運動における芸術的才能や独創的天才は、「優等種」継承のための理論的根拠や宣伝材料としての活用と同時に、「劣等種」や「不適者」の排除を覆い隠す役割を担っていたと考えることができる。ただし「不適者」排除の制度化、すなわち断種法は優生学の発祥地イギリスではついに可決しなかった。この理由として先行研究では労働党やカトリック教会の反対、あるいはマス・メディアが煽る世論の反対に対し強制排除に至るほどの「不適」の根拠は示せなかった等の理由が指摘されている⁴¹⁾。またスタンバックによると同時代の芸術作品に現れる障害者の表象は多様な描かれ方をしており、この点についてはイギリスにおける能力評価の多面性と芸術的才能に関する思想史研究がさらに必要と考える。

また戦前の優生学関連雑誌の内容分析から、日本では優生学の宣伝材料や肯定的な事例として芸術的才能が強調されない傾向が見られた。さらに「天才」は「狂気」と結び付けられて精神病理学領域を中心に否定的に評価され、肯定的に評価される「天才」の多くが「学業成績」と「身体能力」、および学校教師による「人格評価」を基準とした、いわば知徳体を兼ね備

えた「優等児」を指してきたことも明らかになった。この「学業成績」「身体能力」「人格評価」の基準にはスペンサー(1820-1903)に代表される「知育・徳育・体育」の三育論の影響が考えられる。⁴³⁾

横山尊は日本の優生思想には人口増加を目指しながらも貧困層や遺伝疾患の排除傾向が強いという特徴が見られると指摘しているが、この特徴は教育病理学研究において「優等児」の保護・育成と「低能児」や「不良児」の排除が表裏一体で展開する傾向と重なっている。「知育・徳育・体育」の評価軸によって、知の基準から知的障害が、徳の基準から精神障害や不良行為が、体の基準から身体障害が除かれ、学校の評価に合致しない者たちのために特殊学校や感化院といった別の施設での分離教育が用意される。むろん障害児の能力評価と育成は特殊教育、障害児教育の中で独自の展開を辿り、その教育支援の蓄積は否定されるものではない。だが日本の優生思想における優等児の限定的な評価基準が、学校において特定の能力や個性を「障害」や「不良」といった枠組みに固定してしまう可能性があったことも否めない。加えて「天才」を芸術的才能のような肯定的な事例より「狂気」や「病理」のような否定的な事例と結び付けて論じる同時代の傾向も、能力の限定的な評価を強化したと考えられる。

日本の優生思想における障害・遺伝疾患を排除する傾向、芸術的才能のような突出した個性や才能を強調しない傾向は、杉野昭博が指摘する、障害者をめぐる能力主義と「あいまいな業績主義」の問題と重なると考えられる。⁴⁵⁾さらには近年の「吹きこぼれ」問題、すなわち海外と比べて日本の学校教育全般に、芸術的才能をはじめとする優れた才能、特殊な才能を持つ子どもの支援が少ないことに関する課題も示唆される。

優れた能力の指標が学校における「知識」「道徳心」「身体能力」に集中し、その評価者が学校教師であるとされてきた歴史は、現代の教育政策で推進されるインクルーシブ教育システム、すなわち障害のある子どもとないない子どもがともに学ぶ仕組みが掲げる子どもの多様な個性と教育的ニーズを把握した支援という理念と重ならない部分も多く、現場の教師たちに大

きな戸惑いをもたらすことが予想される。この点については学術的根拠のある思想・理論の構築と教育現場の問題を架橋する実践研究が必要である。

今後の課題としては、イギリスにおける断種法の不可決の背景に「不適」「劣等」に対する多面的な評価の可能性がある点について、功利主義思想とマルサス主義・新マルサス主義の展開をふまえ、稿をあらためて論じることとしたい。また優生学および障害と芸術的才能の結びつきについて、イギリスと日本だけでなくアメリカ優生学協会の動向や広くアジア圏における優生思想も視野に入れ、近代社会の限定的な能力観を考察する必要があると考えている。

*本研究はJSPS科研費基盤研究C「芸術的独創性と天才・異才の育成における排除と包摂の思想史研究」(17K02259 研究代表者：池亀直子)の一環として実施しました。

本論文は亜細亜大学第24回総合学術文化学会(2019年3月22日)での研究発表およびその要旨(池亀直子(2019)「芸術的才能と優生思想 ―イギリス優生学教育協会および日本における展開―」『亜細亜大学学術文化紀要』第35号、156-58頁)を加筆・修正したものです。

注

雑誌『優生學』の記事はすべて復刻版(2015)『優生學』不二出版、全16巻から引用した。

- 1) J. アディソンによれば、「天才」には先人の作品を理解し、さらに独自の解釈を駆使して新たな価値を付与して世に送り出す「創意の才能」と、発想や技法において他者の模倣に拠らずに作品を生み出す「独創的才能」があるという(Joseph Addison, *The Spectator*, September 3, 1711)。また、E. ヤングの独創的創作に関する論考(Edward Young, *Conjectures on Original Composition*, 1759)やA. ジェラードの天才論(Alexander Gerard, *An Essay on Genius*, 1774)、さらにはカント(『判断力批判』(1790))やJ. S. ミル(『自由論』(1859))も天才と個性、独創性に考察を割いている。
- 2) 平野亮(2015)『骨相学 能力人間学のアルケオロジー』世織書房。
- 3) 金森修(2005)『遺伝子改造』勁草書房。
- 4) 桜井徹(2007)『リベラル優生主義と正義』ナカニシヤ出版。
- 5) 日本社会臨床学会編(2008)『「新優生学」時代の生老病死』現代書館。

- 6) 中村満紀男編著 (2004)『優生学と障害者』明石書店。
- 7) 杉田菜穂 (2013)『〈優生〉・〈優境〉と社会政策：人口問題の日本的展開』法律文化社。
- 8) 横山尊 (2005)『日本が優生社会になるまで 科学啓蒙、メディア、生殖の政治』勁草書房。
- 9) 藤川信夫編著 (2008)『教育学における優生思想の展開』勉誠出版。
- 10) ただしドイツではナチス・ドイツに政権交代する前から断種法の検討がなされていた。
- 11) 桜井徹、前掲書 68-80 頁。
- 12) Francis Galton, 1892, *Hereditary Genius: An Inquiry into its Laws and Consequences*, Macmillan and CO., pp. 1-4.
- 13) これらの優生学関連の資料はロンドンのウェルカム・ライブラリー (旧ゴルトン研究所) に所蔵されている ('Mozart Weber Famil. Musical Genius', Wellcome Library Online, SAEUG/G/30/33/7, 'Dramatic ability music & art. Gielgud Family. Terry Family', Wellcome Library Online, SAEUG/G/30/35/15, 'Science, music and art. Pedigree of Sir Victor Horsley, C. B. (mil), F. R. S., F. R. C. S.' Wellcome Library Online, SAEUG/G/30/34/9)。
- 14) スティーブン・トロンプレイ (2000)『優生思想の歴史 生殖への権利』明石書店 (Stephen Trombley, 1988, *The Right of Reproduce*, Weidenfeld & Nicolson Ltd), 32 頁。
- 15) トロンプレイ、同上 74-81 頁。
- 16) Henry Havelock Ellis, 1904, *A Study of British Genius*, Hurst and Blackett, Ltd., pp.20-76.
- 17) たとえばホーズリーの家系図ボードには「色盲」などの遺伝疾患についても記載されている ('Science, music and art. Pedigree of Sir Victor Horsley, C. B. (mil), F. R. S., F. R. C. S.', op. cit.)。
- 18) 海野幸徳 (1910)『日本人種改造論』富山房 (国立国会図書館デジタルコレクション DOI 10.11501/832934)、83 頁。
- 19) 海野幸徳、同上 115 頁。
- 20) 海野幸徳、同上 244-50 頁。
- 21) 海野幸徳、同上 247 頁。
- 22) 横山尊、前掲書 37-182 頁。
- 23) なお雑誌『民族衛生』(1931-1939 休刊)は短期間で休刊となり、発行者である日本民族衛生学会も現在では日本健康学会に名称を変更している。『民族衛生』に見られる思想や活動の分析は雑誌刊行期間内に限定し、現行の日本

健康学会とは区別して考える。

- 24) 横山尊、前掲書 37-67 頁。
- 25) 横山尊、同上 51 頁。
- 26) 小川崇 (2006) 「優生学と教育の接近」『京大大学生涯教育学・図書館情報学研究』第 5 号、40 頁。ただし小川によれば永井は遺伝因子を第一に考えながらも、その素質を磨く環境の力、すなわち教育という外的な因子を無視しているわけではない。
- 27) 小川崇、同上 41-42 頁。
- 28) M. サンガーはアメリカの優生学活動家で、1922 年に来日して加藤シヅエとともに日本で産児抑制運動を展開しようとしたが、当時の日本政府の人口政策とは噛み合わず各地で講演が中止に追い込まれた。
- 29) 与謝野晶子 (1923) 『愛の創作：感想集』ARS (国立国会図書館デジタルコレクション DOI 10.11501/969353) 131-34 頁。
- 30) 南真紀子 (2006) 「榎保三郎と『優等児』研究：明治・大正期の優等児教育論解明へ的一端」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第 63 号、19-36 頁。
- 31) 榎保三郎 (1910) 「優等児ニ就テ」『教育病理及治療学：異常児ノ病理及教育法』(国立国会図書館デジタルコレクション DOI 10.11501/812423)。
- 32) 南真紀子、前掲論文 27 頁。
- 33) ロンブローゾの天才研究では「天才と狂気」に 1 節が割かれている。Cesare Lombroso, 1905, *The Man of Genius*, London and Felling-on-Tyne, The Walter Scott Publishing, pp.161-313.
- 34) 高木雅史 (1989) 「大正デモクラシー期における『優生論』の展開と教育——教育雑誌の内容分析の視角から」『名古屋大學教育學部紀要』第 36 号、167-78 頁。
- 35) 藤川信夫 (2008) 「澤柳教育学における日本人種の遺伝学的優秀性の事後的構成」『教育学における優生思想の展開』勉誠出版、3-38 頁。なお藤川の整理に従えば、優生学に対する優境学とは、「教育を含む環境の改善によって個々の遺伝的特徴そのものをコントロールする」ことで人種改造を目指す立場である (藤川信夫、同上 10 頁)。
- 36) 岡部美香 (2008) 「『優生結婚』という思想」『教育学における優生思想の展開』、39-54 頁。
- 37) 藤川信夫 (2008) 「戦時穎才教育の変わり身を可能にしたもの」同上、228 頁。
- 38) 藤川信夫、同上 235 頁。
- 39) 岩崎重三 (1920) 『天才児と低能児』洛陽堂 (国立国会図書館デジタルコレクション DOI 10.11501/961737)。

- 40) 『優生學』第6年第6号から三宅鉦一による十回シリーズの「教育病理学」の連載が開始されていることから、榊を中心とする教育病理学の優等児研究との関連は明らかであろう。
- 41) 宮崎孝治 (2004) 「イギリスにおける優生学と精神薄弱者施策の展開」中村満紀男編『優生学と障害者』(前掲)、19-70頁。
- 42) Emily B. Stanback, 2017, *The Wordsworth-Coleridge Circle and the Aesthetics of Disability*, Palgrave Macmillan.
- 43) ただしスペンサーの教育論における知育・徳育・体育の議論は直接的に優生思想を扱うものではなく、明治初期から1930年代までの日本におけるスペンサー思想の受容と優生学の関係については別に検討する必要がある。
- 44) 横山尊、前掲書185-225頁。
- 45) 杉野は日本の障害者差別禁止法をめぐり、能力主義が徹底しているわけではない日本社会では、差別禁止法によって障害者だけに純粋な「能力主義」が適用されることがダブルスタンダードを生み出す問題を指摘する(杉野明博(2007)『障害学』東京大学出版会、238-39頁)。